

後期高齢者医療制度
75歳以上
(障がいのある方は65歳から)

『保険料の支払い』と 『保険証の一齐更新』について

保険料額について (7月中旬に個別にお知らせします)

①【保険料の計算方法】

均等割
【一人当たりの額】
51,472円



所得割
【本人の所得に応じた額】
(平成26年中の所得
-33万円×10.52%)



1年間の保険料
【限度額57万円】
(100円未満切り捨て)

②【均等割の軽減】

所得が次の金額以下の世帯	
被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	→
33万円	→
33万円+(26万円×世帯の被保険者数)	→
33万円+(47万円×世帯の被保険者数)	→

軽減割合	軽減後の年間均等割額
9割軽減	【年額】 5,147円
8.5割軽減	【年額】 7,720円
5割軽減	【年額】 25,736円
2割軽減	【年額】 41,177円

③【所得割の軽減】

所得が次の金額以下の方	→
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	

軽減割合
5割軽減

④【被用者保険の被扶養者だった方の軽減】

●この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、均等割が9割軽減となります。

⑤【保険料の減免】

●災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他の特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合がありますので、住民課戸籍保険グループまでご相談ください。

保険証が新しくなります 減額認定証

有効期限は1年間 (平成27年8月1日～平成28年7月31日)

◆保険証

後期高齢者医療被保険者証
有効期限 平成27年 7月31日

交付年月日 平成27年 7月 1日

交付番号 01234567

住所 広域市連合町1丁目

氏名 広域 太郎 男

生年月日 昭和 7年 7月 7日

保険料納付済 平成27年 4月 1日

交付年月日 平成27年 7月 1日

一割減額 1割

交付番号 39011010 公印(朱)

◆保険証

「黄緑色」から
「オレンジ色」
に変わります

◆減額認定証

「黄色」から
「ピンク色」
に変わります

◆減額認定証

後期高齢者医療被保険者証・標準型減額認定証
交付年月日 平成27年 8月 1日

交付番号 01234567

住所 広域市連合町1丁目

氏名 広域 太郎 男

生年月日 昭和 7年 7月 7日

減額開始日 平成27年 8月 1日

減額終了日 平成28年 7月 31日

減額区分 区分1

交付年月日 平成27年 8月 1日 保険 印

交付番号 39011010 公印(朱)

現在使用している保険証は

有効期限 7月31日 までです。

7月中旬までに新しい保険証と減額認定証を自宅に郵送します。
(交付申請をしている方のみ)

**古い保険証は
使用できません!!**

有効期限(平成27年7月31日)の過ぎた保険証と減額認定証は使用できません。
細かく裁断するなど個人情報の取扱いに注意し、廃棄してください。

減額認定証について

新たな減額認定証について、次の交付要件に該当している方には申請書を送付しております。
お手元に届きましたら、お早めに住民課戸籍保健グループまたは両出張所へ申請してください。

- 区分1～** 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
- 世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、受給額が80万円以下の方)
 - 老齢福祉年金を受給されている方

区分2～ 世帯全員が住民税非課税である方

お問い合わせ: 北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601)

または住民課戸籍保険グループまで